

国土交通省説明資料

令和6年1月23日
物流・自動車局



安全な特定小型原動機付自転車の普及に向けた環境整備(不適合品の排除等)

- 安全な特定小型原動機付自転車の普及を促進するためには、関係省庁等とも連携しつつ、保安基準に適合しない「不適合品」の流通防止を図ることが重要
- このため、保安基準の策定とあわせ、①民間機関等による基準適合性確認制度を創設したほか、②国による市場サーベイランス等を実施

民間機関等による基準適合性確認制度

- 国土交通省は、民間の機関・団体等(確認機関)の能力をあらかじめ審査・公表
- 確認機関は、特定小型原動機付自転車のメーカー・販売事業者等からの申請に基づき、保安基準適合性、品質管理能力等を確認
- 国土交通省は、確認を受けた特定小型原動機付自転車について、確認機関名、メーカー名、販売者名、型式、写真等の情報をリスト化し、ホームページ等で公表

<対応状況>

- 本制度により、これまでに32型式の基準適合を確認(令和5年12月27日現在)

国による市場サーベイランス等

- 不適合品に関する情報提供窓口の設置や、市場抜取を通じた車両の性能確認等により市場の実態を把握
- 関係行政機関(警察庁・経産省・消費者庁)等に対し情報提供

<対応状況>

- 不適合品に関する情報提供窓口を開設し、通報が寄せられた29件のうち、保安基準不適合のおそれがある9件について、オンラインマーケットプレイスにおける掲載内容の改善等を指導し、すべて改善等措置済み。(令和5年12月末現在)
- 市場抜取によるサーベイランスを実施し、保安基準不適合が確認された車種について、事業者に対して改善等を指導し、事業者の対応状況等について公表(令和5年12月19日報道発表)

